

カマドを有する竪穴住居跡の床面に埋め込まれた遺物

副主任学芸員 丹治篤嘉

1 はじめに

筆者はかつて栗圀式期を中心とした集落跡である福島県玉川村高原遺跡^(註1)の調査を行った際に、竪穴住居跡(S I 4・11)の床面に底部等の一部分が埋め込まれた土師器甕を検出したことがあった。通常、土師器甕は煮炊きに使用する器である。それが、床面に埋め込まれているのである。これは、本来その遺物に求められていたであろう目的とは異なる事態と考えられる。出土状況の詳細は後述するが、調査をしている段階でも、それほど多く認められる事例ではないだろうと推測していた。

今回、福島県内のカマドを使用している段階の竪穴住居跡で、床面に遺物が埋め込まれた事例を集成したが、思っていたよりも少なく、数例しか認められなかった。これらの事例について検討を加え、考えられる事柄をまとめてみたい。

2 資料の抽出

(1) 抽出の方法

筆者は昨年当館で発行した『福島県文化財センター白河館研究紀要 2009』上で、カマドの燃焼部において遺物がどのような状態で出土するのかということを検討した^(註2)。その際、資料の抽出のために検索した発掘調査報告書は、福島県教育委員会の調査による35個の事業、計264冊で、このうちカマドが検出された竪穴住居跡の総数は1,737軒であった。今回も、この1,737軒の竪穴住居跡を資料抽出の対象とするが、遺跡名や竪穴住居跡の時期・件数等の内訳については『福島県文化財センター白河館研究紀要 2009』を参照していただきたい。

(2) 対象とする範囲

本稿で対象とするのは、竪穴住居跡の床面に埋め込まれた遺物であり、単に埋められているもの全てではない。つまり、床面を構成するいわゆる‘貼床’の中から出土する土器片ではなく、あくまでも底部等の一部分が床面に埋め込まれているもの、換言すれば遺物の多くの部分が竪穴住居跡内の生活空間に露出しているものである。そして、須恵器甕のように、本来の用途として使用されているものや^(註3)、カマド袖の補強材や支脚等、カマドのために据え付けられるものも検討の対象外である。

この条件で、先述した1,737軒の竪穴住居跡における遺物の出土状況を検証したが、今回検討する事例として抽出できたのは表1に掲載し

表1 床面に遺物が埋め込まれた事例

番号	遺跡名	遺構名		報告書における 図番号	文献
		略号	番号		
1	高原	SI 11	SI 11	図49-5	註1
2			SI 11	図50-1	
3			SI 4	図25-1	
4	上悪戸 I 区	SI 13	第36図 I-13住1	註8	
5	作田 B	SI 3	SI 3	第13図 3住4	註9
6			SI 3	第13図 3住5	
7			SI 3	第13図 3住6	
8	高木	SI 34	SI 34	図96-6	註10
9			SI 34	図96-7	

た僅か9例（4遺跡、5遺構）であった。以下、これらの事例について検討していく。

3 事例の報告

ここでは、表1に掲載した事例について、各報告書で記載された内容を遺構ごとに引用する。なお、各報告書中では竪穴住居跡について、○号住居跡と表記されているが、本稿では煩雑となるため、○住と略して使用する。

遺構・遺物の実測図は、各報告書から転載・加工して作成した。遺構の縮尺はそれぞれ異なるが、遺物は1/6に統一した。図中に示される図番号は、報告書で使用した図番号をそのまま用いている。写真については、発掘調査時の出土状況は、当館で収蔵している35ミリリバーサルフィルムから取り込み、遺物自体は今回改めて撮影したものを使用した。

以下、報告書からの引用文は図番号も含めて「」で示した。なお、「」内の【】は筆者が加筆したものである。

(1) 玉川村高原遺跡11住(図1・2)

高原遺跡11住では、床面に埋め込まれた遺物は表1の通り、「図49-5」、「図50-1」の2点確認された。まず、「図49-5」に関する事実報告を以下に引用する。

「P2とP6の間の図49-5の下からはP7が検出されている。当初、P2、図49-5、P6との関係は平面プランではわからなかったが、図面をとって取り上げ、断面の状況を検討することによって以下のことが判明した。まずP2に柱を建て、P203【柱の周囲に埋めた人為堆積土^(註4)】の土をつめる。その後、図49-5の土器を倒立させて、中に土(P701)をつめ、周囲に貼床を貼る。従って、図49-5は住居に据えられた土器で、住居機能時のものと判断される。図49-5の南側の崩れは、破片が住居内堆積土の02【SI1102】の上に重なるため、住居内に土が若干混入した段階と思われる。なお、図49-5が、なぜ底部を壊して倒立させて埋めたのかは不明である。この上に何かをのせるにしてもそのまま底部を埋め込めばすむことである。底部を壊すという行為が他の甕でも行われていたこと、また、本住居からは甕の出土が多いことと何らかの関連があるのかもしれない^(註5)。」

次に、図50-1に関する事実報告を引用する。

「図50-1は胴部が球形を呈する甕で、胴部下半は住居の床面よりも若干くぼんで入っている。このため住居の床面に据えて使用したものと判断され、住居使用時の年代を示す遺物である。床面よりくぼんでいる部分では底部が欠けているが、これと接合する底部がすぐ北側に置かれていた。なぜ底部を割ってから、据えたのかは不明である。～中略～。また、断面の検討から、中にある程度の土【SI1102】が堆積してから潰れたものと考えられる^(註6)。」

(2) 玉川村高原遺跡4住(図3)

高原遺跡4住では、床面に埋め込まれた遺物は「図25-1」の1点確認された。この遺物に関連する事実報告は以下の通りである。

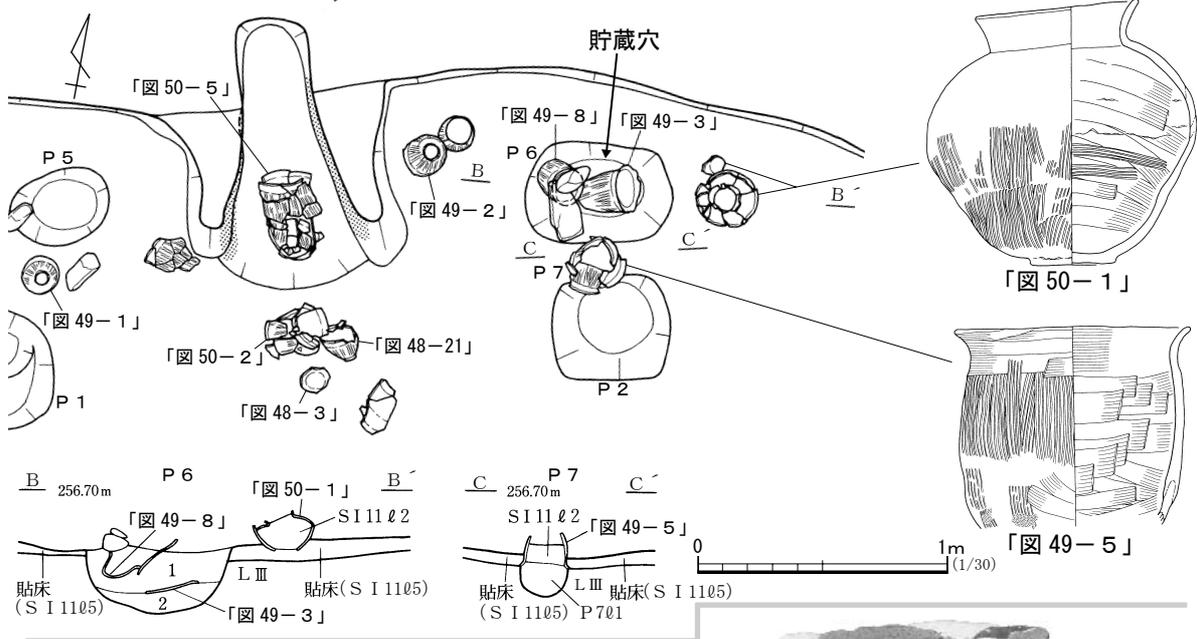
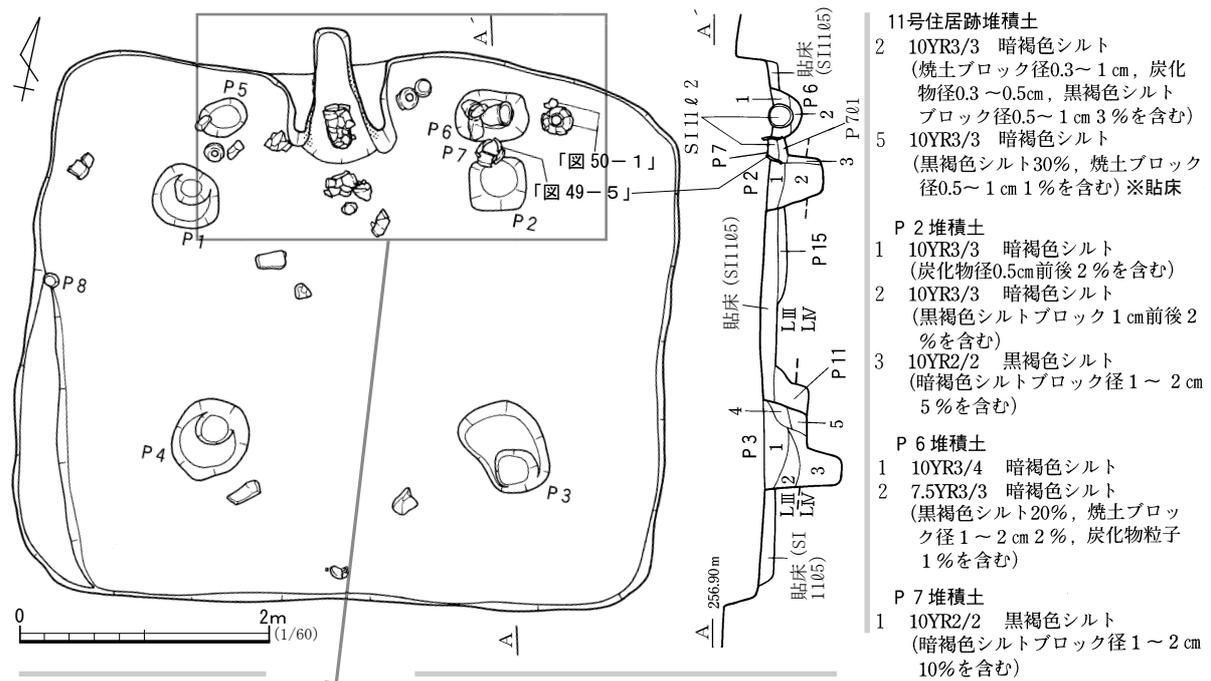


図1 高原遺跡11住(1)

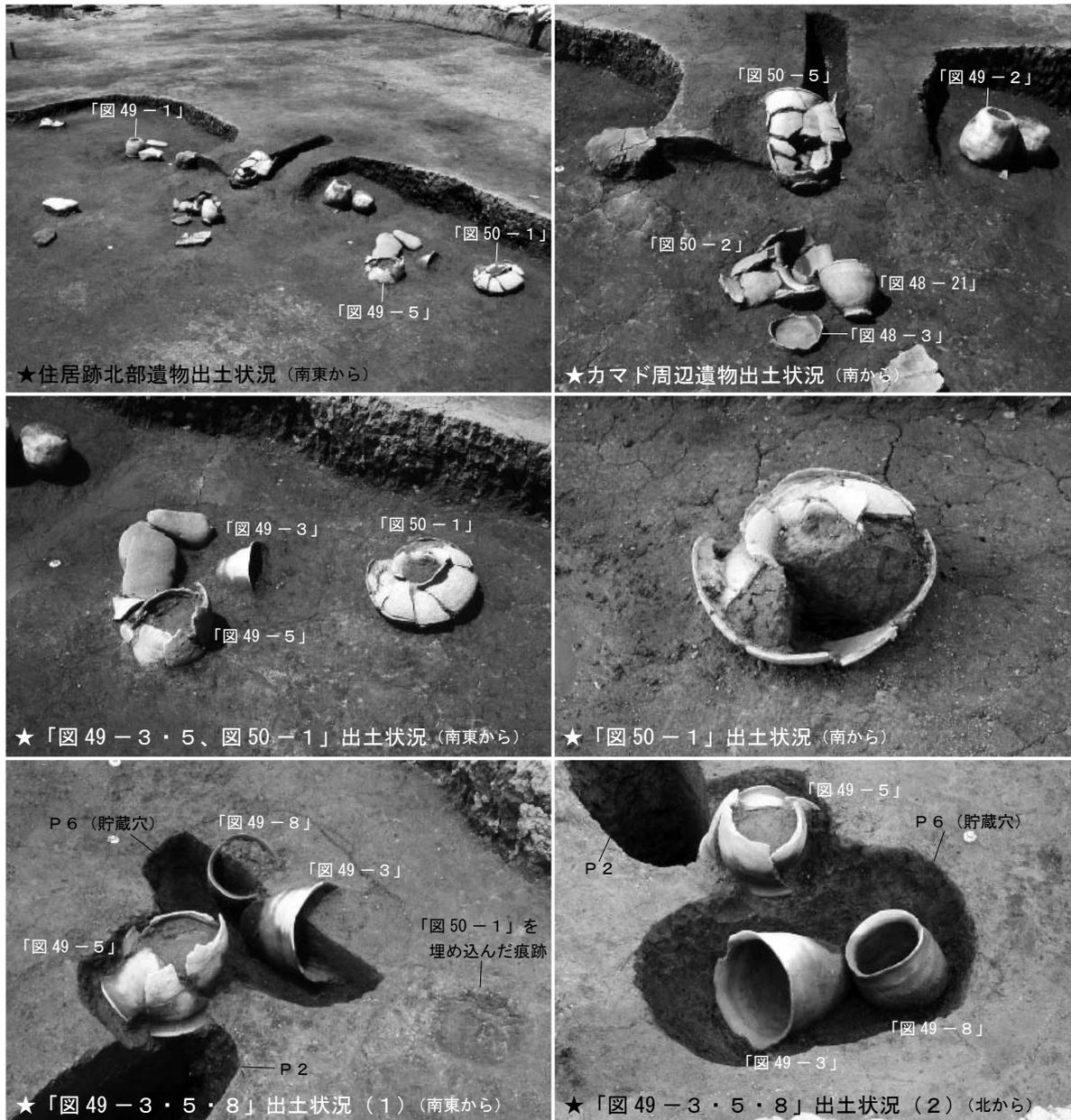
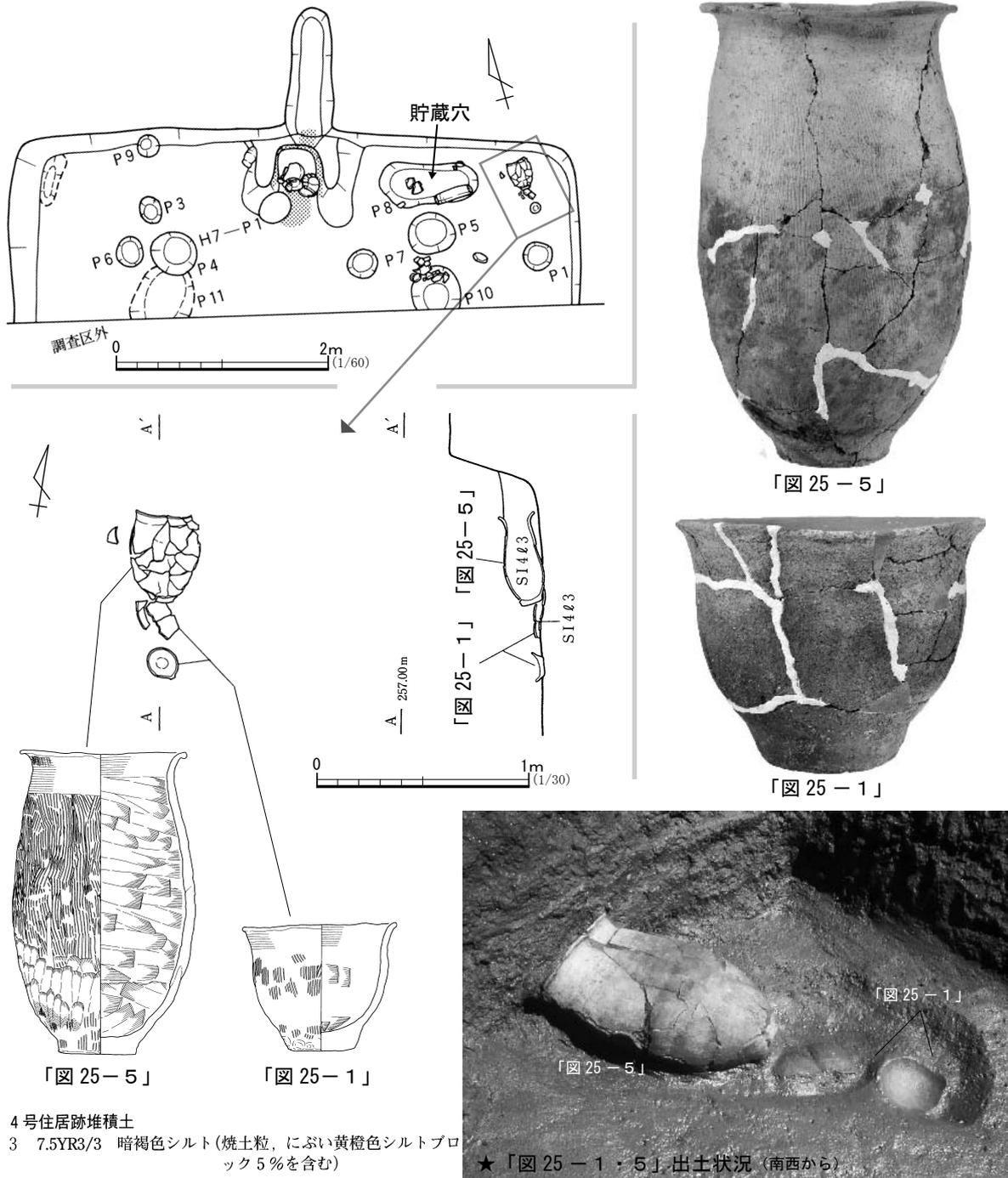


図2 高原遺跡11住(2)

「図25-5は住居跡北東コーナーの床面から出土した長胴形土師器甕で完形品である。断面の検討から03【S I 403】が若干堆積した後に横倒しになり、その中に土がほとんど入って潰れていることがわかる。この下からは図25-1の口縁部の破片が出土している。底部の出土位置と考え合わせると、図25-1に図25-5が据えられていた可能性が考えられる。図25-5を据えるには図25-1ではやや小さいが、図25-1の底部が床面より若干窪んでいるのは固定させていたからかもしれない(註7)。」

(3) 石川町上悪戸遺跡I区13住(図4)

上悪戸遺跡I区13住では、床面に埋め込まれた遺物は「第36図I-13住1」の1点確認された。この遺物に関連する事実報告は以下の通りである。

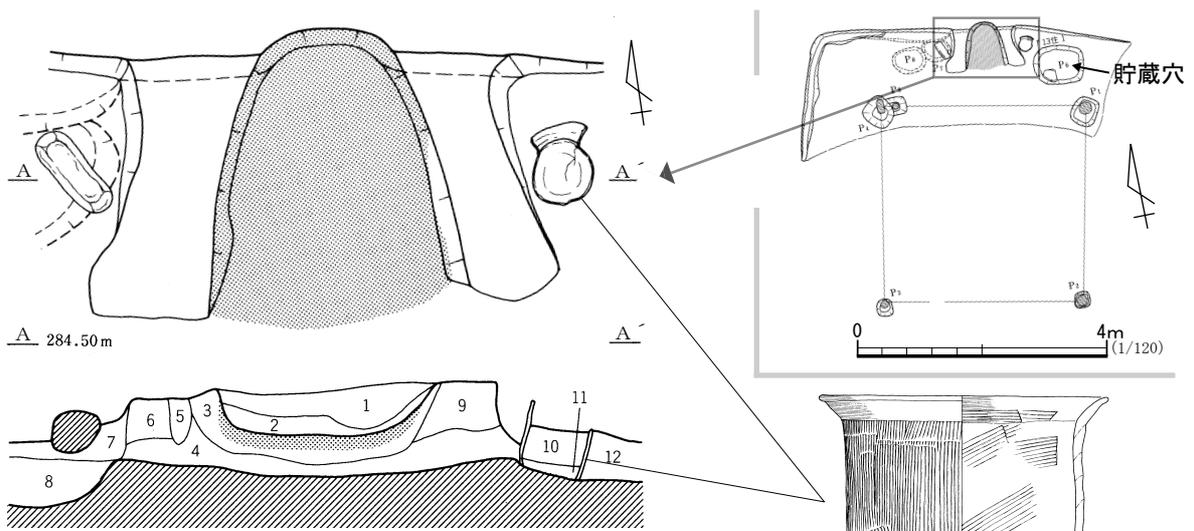


4号住居跡堆積土
 3 7.5YR3/3 暗褐色シルト(焼土粒, にぶい黄橙色シルトブロック5%を含む)

図3 高原遺跡4住

「また、P4の北側には、床面の上に砂や雲母粒を含む青灰色シルト塊を検出した。これと同様なシルトは、カマドの東側に設置された土器【第36図I-13住1】の内部にも詰まっていたことから、何らかの目的をもって住居跡内に持ち込んだと推定される。～中略～。カマド内の堆積土は、シルトを主体として木炭粒や焼土粒を多量に含んでいた。～中略～。貯蔵穴と右袖の間には、土師器の甕【第36図I-13住1】が設置されていた。底部を割り砕き、内部にシルトを詰めて床面に正置されていた。内部のシルトは3層に分かれていたが、中層はP4の北方から検出したシルト塊とほぼ同じであった(註8)。」

カマドを有する竪穴住居跡の床面に埋め込まれた遺物



カマド堆積土

- 1 赤褐色シルト（焼土粒・木炭粒を多く含む）
- 2 赤褐色シルト（焼土が主体となる）
- 3 暗灰褐色シルト（床面は赤い焼土面となる・袖構築土）
- 4 黄灰色粘土質シルト（袖構築土）
- 5 灰黒色砂質シルト（木の根痕・袖構築土）
- 6 暗黄褐色シルト（細砂を多く含む・袖構築土）
- 7 黄灰色粘土質シルト
- 8 赤灰色シルト（焼土粒と土炭粒を多く含む）
- 9 黄褐色シルト（細砂を多く含む・袖構築土）
- 10 灰褐色砂質シルト
- 11 赤褐色シルト（焼土粒を多く含む）
- 12 灰褐色シルト

「第36図I-13住1」



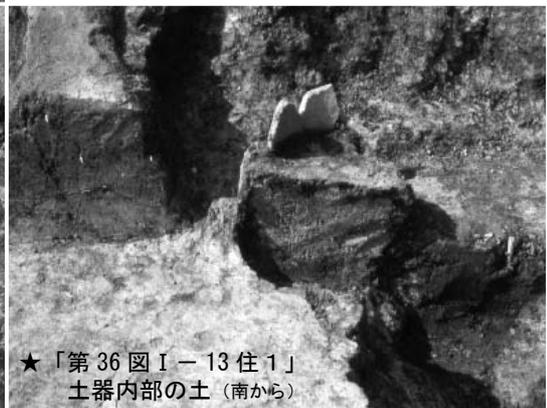
「第36図I-13住1」



★「第36図I-13住1」出土状況（南から）



★「第36図I-13住1」
周囲の土を断ち割った状況（南から）



★「第36図I-13住1」
土器内部の土（南から）

図4 上悪戸遺跡I区13住

(4) 小野町作田B遺跡3住(図5)

作田B遺跡3住では、床面に埋め込まれた遺物は表1の通り、「第13図3住4～6」の3点確認された。これらの遺物に関連する事実報告は以下の通りである。

「住居北壁の西側には調査区外まで伸びる掘形があり、3個の土師器甕が一行に並び正位に埋められていた。その掘形は、長楕円形で約70×57cmの大きさで、深さ18cmと浅く、壁が直立ぎみに立ち上がる。堆積土は堅い黒褐色シルトで、底面には自然石が露出し、その平坦な部分に接するように甕が2個置かれていた。掘形の端、カマドのすぐ脇にも甕が置かれていた。なお、甕は3個とも底がなく、甕の中で真ん中に位置する甕の口縁部には石が乗っていた。～中略～。【第13図3住】4は底部を欠き、【第13図3住】5・6は口縁部の一部と底部を欠損している。～中略～。カマドの焼成部から、手捏土器【第13図3住1】と土師器鉢が出土したり、カマド袖のなかに甕底部【第13図3住3】が埋められており、カマドにかかわる祭祀が行われた可能性を示唆できる。さらにカマドの西側の3個の埋甕は、ほかにあまり例を見ない特徴である。これらのことから本住居跡は特殊な役割を持った住居ではなかったかと考える(註9)。」

(5) 本宮市高木遺跡34住(図6)

高木遺跡34住では、床面に埋め込まれた遺物は表1の通り、「図96-6・7」の2点確認された。これらの遺物に関連する事実報告は以下の通りである。

「床面中央では、土師器杯・高杯のまとまりがみられた。このうち高杯3点(図96-4～6)は、どれも正立しており、図96-6は、脚部を割り揃えて床面に半分埋め込まれていた。杯【図96-1】がその上に乗せられており、置き台に転用されていたことが知られる。東周壁際では、カマド対面位置で遺物の集中がみられた。土師器高杯(図96-7)が、やはり脚部を割り揃えて床面に埋め込まれていたほか、有孔石製品図(図96-10)や3個の自然石が寄せ集められた状態で出土した(註10)。」

4 考 察

ここでは、「3 事例の報告」で引用した事例について、様々な視点から考える材料を抽出した後、遺物が埋め込まれた目的を検討していきたい。なお、ここでも必要に応じて各報告書の事実報告の文章と図番号を「 」で示し、引用する。それぞれ前掲註1・8～10からの引用だが、これらに関しては煩雑となるため脚註を省略する。

(1) 遺物の器種

床面に埋め込まれた遺物9例のうち、高木遺跡34住「図96-6・7」の2例が土師器高杯である以外は、全て土師器甕である。これらの土師器甕の形状は、高原遺跡では4住「図25-1」は小型、11住「図49-5」は中型、11住「図50-1」は胴部が膨らむ形状と、それぞれ異なっている。一方、作田B遺跡3住「第13図3住4～6」と上悪戸遺跡I区13住「第13図I-13住1」の計4例は長胴甕である。

カマドを有する竪穴住居跡の床面に埋め込まれた遺物

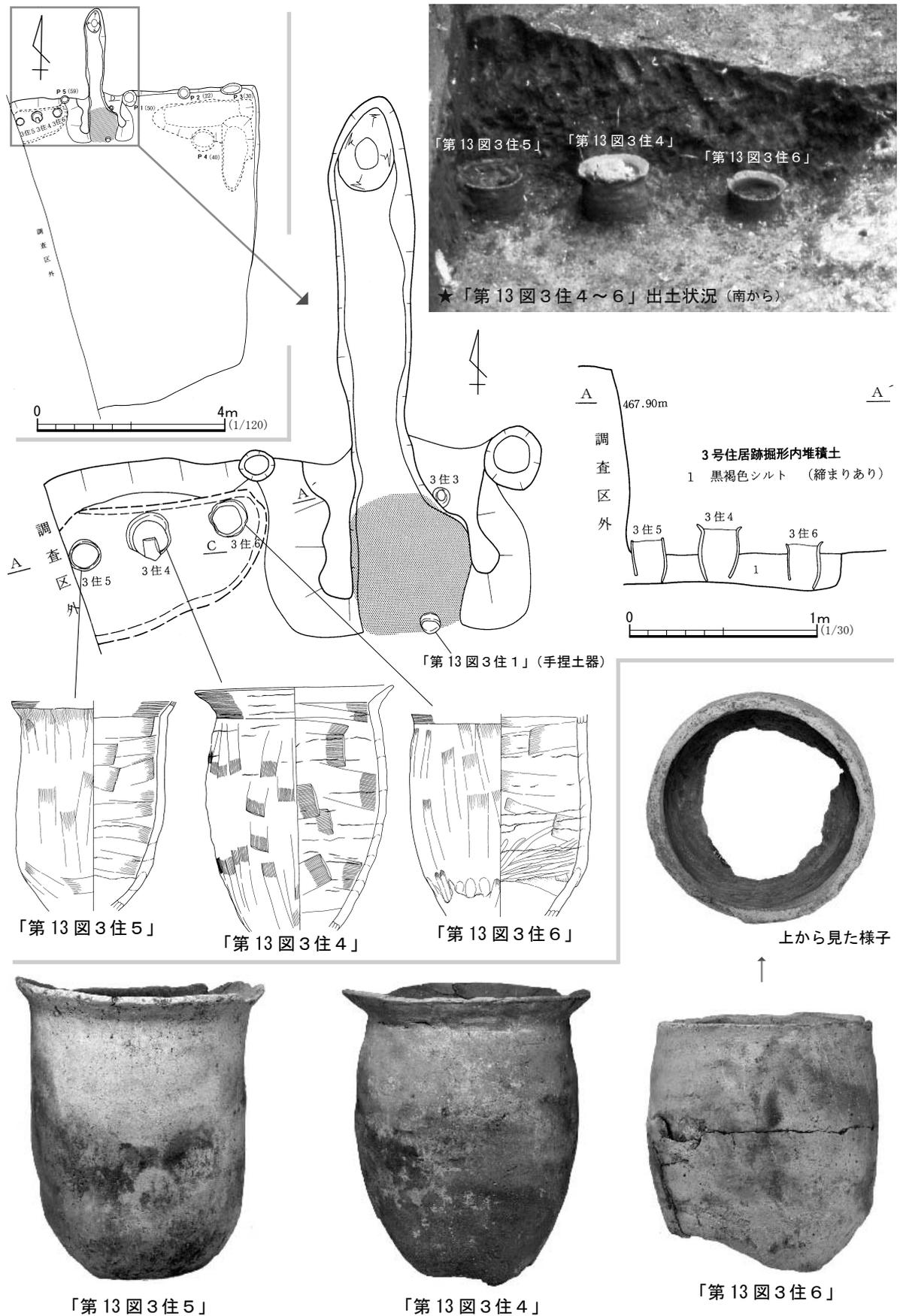


図5 作田B遺跡3住

(2) 遺物の時期

作田B遺跡3住が国分寺下層式期である以外は、いずれも栗圀式期である。栗圀式期の事例をやや細かく見ると、土師器甕頸部の稜が明瞭な高原遺跡4住「図25-5」と同遺跡11住「図49-5」に比して不明瞭な上悪戸遺跡I区13住「第36図I-13住」、土師器杯の底部が平底気味になっている高木遺跡34住「図96-1」という特徴がある。したがって、高原遺跡4・11住に比して、上悪戸遺跡I区13住・高木遺跡34住は相対的に後出するといえる。

(3) 遺物の出土位置

遺物の出土位置を見ると、上悪戸遺跡I区13住と作田B遺跡3住はそれぞれカマドに向かって右側と左側という違いはあるが、カマドのすぐ脇からの出土である点で共通する。高原遺跡は4・11住ともカマドに向かって右側にある、いわゆる貯蔵穴(4住…P8、11住…P6)の周辺からの出土である。

貯蔵穴という視点で見ると、作田B遺跡3住では貯蔵穴は認められないが、上悪戸遺跡I区13住はカマドと貯蔵穴(P6)に挟まれた位置であり、貯蔵穴周辺の出土ともいえる。カマド脇の貯蔵穴に関しては、一般にカマドとセット関係にあるものと考えられており(註11)、県内でも垣内和孝により、「住社式期以降におけるカマドの周辺への「貯蔵穴」の固定化は、「厨房空間」の確立を示している(註12)。」と指摘されている。このことから、上記の事例は、巨視的に見ればカマドの機能に関連した場所からの出土といえる(註13)。

一方、高木遺跡34住は、住居跡の中央付近と、カマドとは反対側の周壁付近の2箇所に分かれて出土している。

(4) 遺物の出土状況(図7)

高木遺跡34住の土師器高杯「図96-7」と高原遺跡11住の土師器甕「図49-5」は口縁部側、それ以外の7例は底部側が埋め込まれて出土した。

床面に埋め込まれている深さは、各報告書の断面図を参考にすると、高原遺跡11住「図49-5」は4cm前後、同住「図50-1」は3cm前後、同遺跡4住「図25-1」は1cm前後、上悪戸遺跡I区13住「第36図I-13住1」は13cm前後、作田B遺跡3住「第13図3住4~6」は14~18cm。高木遺跡34住は断面図が提示されていないが、「図96-6」は脚部が隠れる程度、すなわち1cm前後と推測され、「図96-7」は図6の出土状況の写真からすれば埋め込まれているのは口縁部の極一部であり、これも1cm程度であろう。

遺物の内部に認められる土については、高原遺跡11住「図49-5」は口縁部を埋める際に2cm程度の土(P701)を入れて固定しているが、同住「図50-1」と同遺跡4住「図25-1」の内部に入っていた土はともに住居内への自然流入土であり、機能時には何も詰められていなかった。高木遺跡34住「図96-7」は判然としないが、同住「図96-6」でも遺物の内部に土は詰められていなかった。一方、上悪戸遺跡I区13住「第36図I-13住1」では甕の下半分にシルト塊が詰められていた。また、作田B遺跡3住「第13図3住4~6」は、

土層の断面図では内部に土が入っている状態で表現されているが、機能時に入れた土か、廃絶後に流入した土なのか等の判断が示されていないため、不明である。

なお、参考までに、床面に埋め込まれた範囲と内部に詰められた土の範囲を、図7の遺物の実測図に異なる網点で示した。前者が土器の外側の濃い網点、後者が内面の薄い網点で(註14)、逆位で出土したものは、出土状況を反映させ、天地逆にして掲載した。

(5) 遺物の観察

埋め込まれた遺物のうち、意図的な手が加えられていると報告されたのは高木遺跡34住の土師器高杯「図96-6・7」である。いずれも「脚部を割り揃えて」から埋め込まれたと判断されている。図6の遺物写真からは、両方ともきれいに割られている様子がうかがえる。

また、作田B遺跡3住の土師器甕「第13図3住6」は、口縁部は欠損するが、図5の遺物写真から頸部の箇所ですらに揃っていることがわかる。これも自然に割れた状態とは考えにくく、埋め込まれていた部分(底部)が揃えられていないのとは対照的である。他の2点の土師器甕「第13図3住4・5」についても、口縁部は部分的に欠損するが、大きな割れはなく、全体的に見ると同じ高さで揃っている。

高原遺跡4住の土師器甕「図25-1」は、口縁部は一部欠損するが、大きな割れはない。

高原遺跡11住の土師器甕「図50-1」は、底部が北側に隣接して出土したものの、接合するとほぼ完形である。同住の土師器甕「図49-5」の底部も、比較的平らに遺存している。一部段差が認められる箇所もあるが、遺構検出面に近いことから、後世に削平されたのかも示れない。また、同様に後世に削平された可能性のあるものとして、上悪戸遺跡I区13住の土師器甕「第36図I-13住1」が挙げられる。現状では、口縁部の遺存率は半分である。

なお、いずれの資料にも、他の遺物と触れ合うことによる、こすれた痕跡等、器面に顕著な

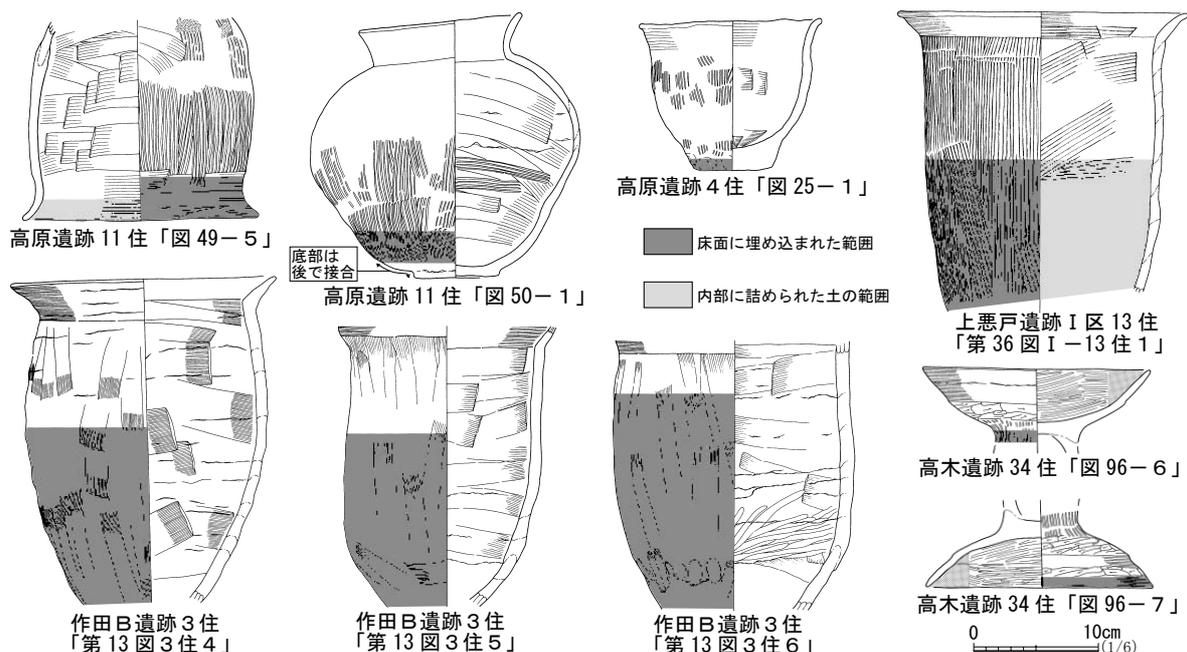


図7 床面に埋め込まれた範囲と内部に詰められた土の範囲

使用痕は特に認められなかった。

(6) 住居跡とカマドの状況

ここでは、今回確認した表1の竪穴住居跡5軒について、住居跡の埋没要因とカマドの燃焼部等から出土した遺物の状況を確認しておきたい。

1) 住居跡の埋没要因

住居内堆積土は、高原遺跡4・11住と高木遺跡34住が自然堆積と報告されている。上悪戸遺跡I区13住は、遺存が悪いため、「黒褐色シルトが薄く堆積していたにすぎず、その生成過程は不明である。」とされるが、含有物もなく積極的に人為堆積とする根拠は指摘できない。作田B遺跡3住は、堆積要因に関する記述はないが、地山に近似した土が斜面上位から流入したかのような土層断面図が提示されていることから、自然堆積の可能性がある。

したがって、これらの5軒の竪穴住居跡はいずれも、埋没する過程において、人為的に埋め戻された積極的な根拠は認められないといえよう。また、上部構造が焼け落ちた痕跡も確認されていない。

2) カマド燃焼部等から出土した遺物

上悪戸遺跡I区13住では、カマド燃焼部内からの顕著な遺物は報告されていないが、それ以外の各住居跡では、以下のようにそれぞれ特徴的な出土状況が認められる。

高原遺跡11住では、筆者は土師器甕「図50-5」が「カマド破碎後に置かれたもの」と報告した(図1参照)。そして、カマド燃焼部からの出土遺物ではないが、「カマド前に図50-2の甕、図48-3の杯、図48-21の鉢というように、異なる器種のをまとめて置いている点も、機能時の状況をそのまま示すとは考えにくく、このことも図50-5の出土状況に関連する可能性が考えられる。」とし、廃棄に際して置かれた可能性に言及した。さらに、カマドの両脇から出土した土師器甕「図49-1・2」についても、「カマドの両脇に甕を一つずつ伏せて置いているあたりが示唆的である。」と、カマド廃棄に関連する可能性を示した。

作田B遺跡3住では、カマド燃焼部の焼土中から「ほぼ完形の手捏土器【第13図3住1】と、土師器鉢があった。手捏土器は、口を上にした状態で、鉢はばらばらになった状態で出土した。」と報告されている。

高木遺跡34住では、カマド燃焼部から土師器杯・甕が上下に重ねられたものが2組確認されており、「杯はカマドの使用器種ではないので、煮炊時の甕の支えに転用されていたか、住居廃絶に儀礼行為が使用されたかのいずれかと見なされる。」「カマド燃焼部は、廃絶時に取り壊された可能性もある。」と報告されている。

高原遺跡4住では、カマド燃焼部から土師器甕が2点出土している。筆者は、これらについて、「カマドに設置されていた土器」で、「支脚の上に乗せてあったものが潰れて底が抜けた状況を示している。」と報告し、設置されたまま置き去りにされたと考えた。しかし、その後の検討で、カマド燃焼部から出土した土師器甕と天井部崩落土との関係が不明瞭なところがあるため、設

置されたままの状況なのか廃棄にあたって置かれた状況なのかについては保留とした^(註15)。

なお、上悪戸Ⅰ区13住は、遺構上部が後世に削平されているため、カマドに設置されていた遺物が、住居跡に住んでいた当時の人々により取り外されたのか、削平により失われたのかの判断はつかない。

以上から、高原遺跡4住、上悪戸遺跡Ⅰ区13住は判断する根拠に欠けるが、高原遺跡11住、作田B遺跡3住、高木遺跡34住では、カマド廃棄の際に燃焼部に遺物を置いたと判断される。

(7) 検 討

上記(1)～(6)でまとめてきた事を踏まえ、床面に埋め込まれた遺物について検討する。

1) 遺物を埋め込む目的

床面に埋め込まれた遺物の出土位置からは、①カマド周辺の高原遺跡4・11住、上悪戸遺跡Ⅰ区13住、作田B遺跡3住、そして②住居跡中央・カマドと反対側の周壁付近の高木遺跡34住とに分けられた。以下、①と②に分けてみていく。

①については、カマドやその周辺の貯蔵穴と併せて厨房空間からの出土ともいえ、カマドの機能に関連した場所からの出土といえることを指摘した。そして、高原遺跡4住出土の土師器甕「図25-1」は、その出土状況から、上に土師器甕「図25-5」を乗せていたと判断された。この用途としては、厨房空間ということも考慮に入れると、調理に使用する土師器甕・甑等を置くための‘置き台’と考えられる。なお、高原遺跡4住「図25-1」は1cm前後埋め込まれていたが、これは‘置き台’としての安定性を上げる効果もあったと推測される。

‘置き台’という視点で他の事例も見てみると、作田B遺跡3住「第13図3住6」の口縁部が意図的に頸部の箇所ですらに揃えられていることは、やはり‘置き台’として使用することが想定された結果と捉えるのが一番素直な考えであろう。そして、その出土位置は、カマドのすぐ左脇であるため、カマドに掛けるための甑を置くのには最も適した場所といえよう。また、同住「第13図3住4・5」の口縁部も、一部欠損するが、上に甕や甑等を置くのには何ら支障がない形状である。

上悪戸遺跡Ⅰ区13住「第36図Ⅰ-13住1」は、カマドのすぐ右脇に埋め込まれており、作業効率からすれば、作田B遺跡3住「第13図3住6」と同様、‘置き台’としての用途に最適の場所といえる。

カマド右脇の貯蔵穴周辺に埋め込まれていた高原遺跡11住「図49-5」と「図50-1」も、それぞれ‘置き台’として使用するのには問題ない遺存率である。「図49-5」は口縁部側を埋め込んでいるが、より安定させるためであろうか。なお、「図49-5」に関して、報告書では「なぜ底部を壊して倒立させて埋めたのかは不明である。」とし、壊れたものを転用するという可能性を想定できなかったが、今回の様に実用的な機能＝‘置き台’と考えれば合点がいく。

以上から、①は‘置き台’として使用するために埋め込まれた可能性が高いといえる。

一方、②であるが、①で埋め込まれている器種は土師器甕であるのに対し、高木遺跡34住「図96-6・7」は土師器高杯である。また、同住「図96-6・7」はともに脚部をきれいに割

り揃えている点では同じだが、「図 96 - 6」は脚部、「図 96 - 7」は口縁部を埋め込まれている。さらに、前者は上に土師器杯を乗せているのに対し、後者は周囲から 3 個の自然石や用途不明の有孔石製品「図 96 - 10」が出土している。このように、①とは出土位置だけでなく、器種や出土状況等も異なっている。このことから、具体的な性格は判然としないながらも、②は①とは違う目的で埋められたものと推測される^(註 16)。

2) 廃棄の痕跡と遺物の埋め込まれた方

前項において、高木遺跡 34 住以外の事例を‘置き台’として使用する目的で埋め込まれた可能性が高いと指摘したが、本当にそれでよいのか、もう一つ検証しなければならない問題がある。それが住居機能停止後の廃棄の痕跡である^(註 17)。5 軒の竪穴住居跡では、住居跡全体を埋めたり、上部構造が焼け落ちた痕跡は認められなかったが、カマド廃棄の際に、カマドの燃烧部等に遺物を置いている事例があった。高原遺跡 11 住、作田 B 遺跡 3 住、高木遺跡 34 住である。カマド廃棄の際、燃烧部に遺物を据え直すことがある^(註 18)ことを考慮に入れると、床面に埋め込まれた事例も、廃棄に際して埋め込まれたのではないかという考えも出てくる。なお、高原遺跡 4 住、上悪戸遺跡 I 区 13 住もカマド廃棄がないとは断言できない状況である。

廃棄でないとは判断するためには、住居機能時に埋め込まれていた証拠が必要である。そこで、埋め込まれ方を再度確認する。高原遺跡 11 住「図 49 - 5」は出土状況から、住居構築時^(註 19)に埋め込まれたといえる。しかし、同住「図 50 - 1」や同遺跡 4 住「図 25 - 1」は床面を上から掘り込んで据えているともみられ、どの段階で埋め込まれたかは確実なことはいえない。さらに、高原遺跡 11 住「図 50 - 1」は打ち欠いた底部がすぐ北側から出土する理由が不明なため、カマド廃棄の際に壊して埋め込まれた可能性も残されている。

上悪戸遺跡 I 区 13 住「第 36 図 I - 13 住 1」は、周囲に遺物より一回り大きい掘形は認められないため、カマドや床面を構築する段階で設置された可能性が高いと思われる。

作田 B 遺跡 3 住「第 13 図 3 住 4 ~ 6」の内部に認められる土は、調査者の見解が示されていないため、どの段階で入った土なのかわからない。土層断面図を信用すれば、同住「第 13 図 3 住 4 ~ 6」の周囲に埋められた掘形内堆積土が、各遺物の内部にも詰められていると判断できる。これが正しいとすると、口縁部付近まで土が詰まっている状態では、‘置き台’としての利用は不可能で、カマド廃棄の際に埋め込まれたものという考えが出てくる。さらにカマド廃棄に伴うものとするれば、同住「第 13 図 3 住 5」の上から出土した石も人為的に置かれたという見方もできる。一方、同住「第 13 図 3 住 4 ~ 6」の内部の土が掘形内堆積土と異なるか、入っていても遺物の中ほどまでであれば、‘置き台’として機能していたものが、カマド廃棄に際して内部に土が詰められたか、廃絶後に土が自然に流入した可能性がある。いずれの考えが妥当かは今となっては確定できないが、今後同じような事例に直面した際は、高原遺跡 11 住や上悪戸遺跡 I 区 13 住のように、土器内部の土が遺構内の他の土と比べてどうなのかを観察・報告することが肝要である。

以上のように、埋め込まれた遺物の機能を考える場合、廃棄の可能性を考慮に入れた上で、

厳密に埋め込まれ方を確認する必要がある。ただし、全ての事例が埋め込まれ方だけから住居機能時のものと断言できるとは限らないのも事実である。したがって、埋め込まれ方を含めた様々な状況を総合的に検討して判断する必要があると指摘しておきたい。

なお、高木遺跡 34 住では、2つの土師器高杯がそれぞれ口縁部・脚部が埋め込まれるという特異な出土状況からすれば、カマド廃棄に伴うものという見解も想定される。

3) 床面に埋め込まない‘置き台’の事例 (図8)

床面に埋め込まれた遺物について、上記の1)の①については、‘置き台’の可能性を指摘したが、床面に埋め込まれていなくとも、遺物が‘置き台’に転用されていると判断される事例がある。その一例が、図8に示した郡山市正直A遺跡8住(国分寺下層式期)から出土した「第30図8住5」である(註20)。カマドの右袖脇から、土師器鉢「第30図8住5」の上に底を打ち欠いて甑に転用された土師器甕「第30図8住8」が乗せられた状況で出土している。報告書では、カマド周辺の土師器甕「第30図8住6・7・9」もあわせて、「カマド使用と関連した土師器の原位置的出土と判断されよう(註21)。」と指摘している。

ここで、カマド廃棄との関係を検証する。カマドの堆積要因については記述がなく、廃棄に際してカマドの天井部を壊したかどうかは不明だが、掛け口に据えられていたであろう土師器甕

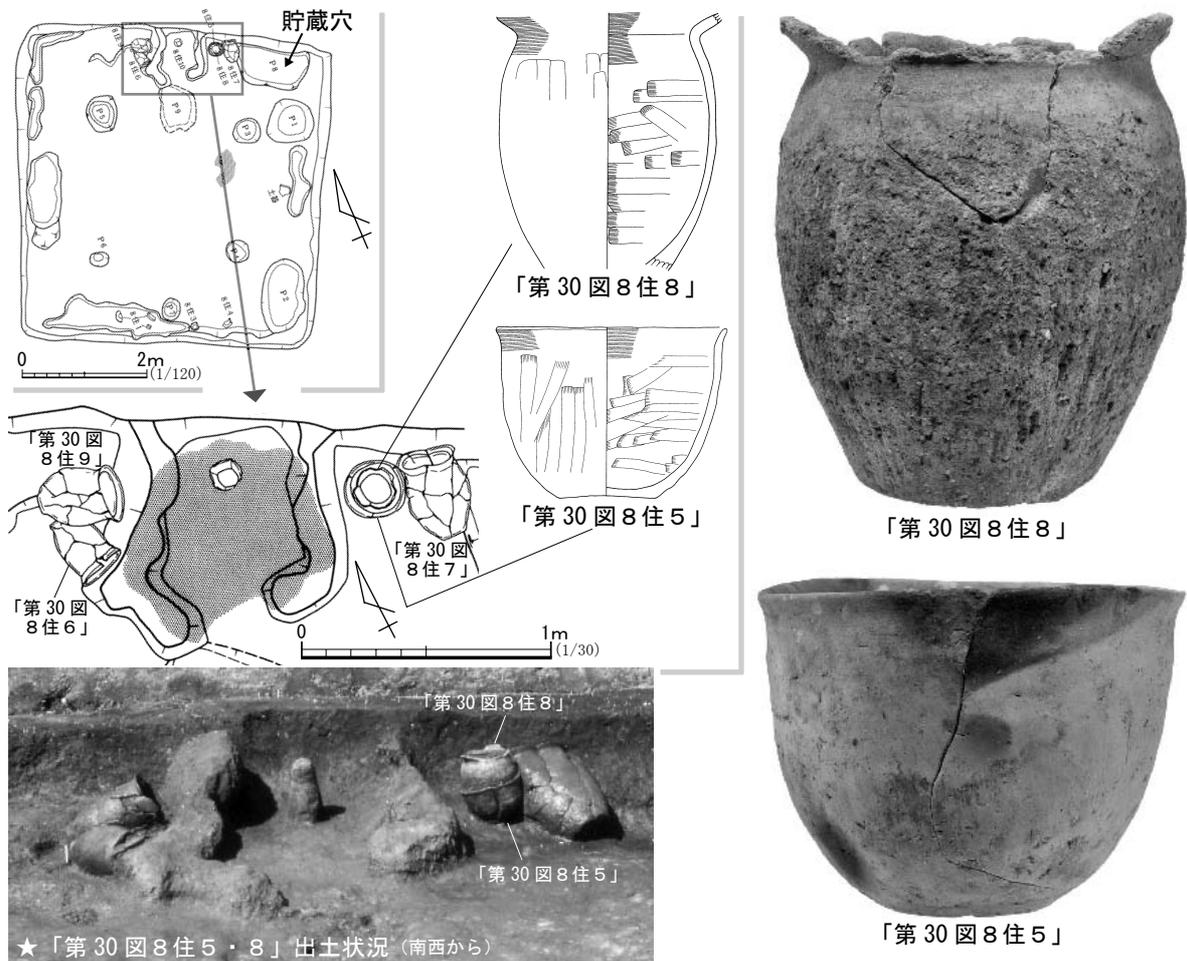


図8 正直A遺跡8住

は存在しないため、抜き取られていると判断される。そうすると、「第30図8住6・7・9」のうち何点かはわからないが、廃棄に際して置かれた可能性もあり、「第30図8住5・8」も一緒に整理して置かれたという考えも出てくる。しかし、甑に転用された「第30図8住8」が上に乗せられていた出土状況からすれば、やはり「第30図8住5」は‘置き台’として転用されたものと捉えるのが自然であろう。よって、本稿では、「第30図8住5・8」に関しては、カマド廃棄に関連したものでなく、報告通り生活時の状況を留めているものと判断する。

なお、正直A遺跡8住「第30図8住5」の出土位置は、カマドとその右側にある貯蔵穴（P8）に挟まれた箇所であり、時期は若干異なるが、上悪戸遺跡I区13住と近似している。

正直A遺跡と同様、床面にそのまま置かれた遺物が‘置き台’に転用されている事例は、県外でも確認されており、五十嵐祐介は「古墳時代後期以降、胴部下半を欠損した甕や壺を土器の置き台として利用している事例が東日本全域で確認される。～中略～。このような事例の出土位置としては、カマド両脇が最も多く、この場所がカマド導入以後の土器保管場所を反映していることが推定される^(註22)。」と指摘している。また、高橋勉も新潟県における古墳時代後期の事例として、「甕の口縁から体部上半がリング状に残っているものを再利用している例がある。口の広がった口縁を下にして、そこに安定度の低い長胴甕の底部を差し込んで置き台にしていた例がいくつか発見された^(註23)。」と指摘している。

(8) 結 論

最後に、(7)で検討したことを基に結論を述べてみたい。すなわち、床面に埋め込まれた遺物については、カマド廃棄に伴う可能性にも言及したが、以下の①～⑤に示す遺物の出土位置や出土状況、遺物の観察等を総合的に考えると、高木遺跡34住以外はカマドで調理に使用する土師器甕・甑等の‘置き台’として使用された可能性が高いと指摘しておきたい^(註24)。

- ①高木遺跡34住以外は、カマドの機能に関連した場所からの出土である。特に、上悪戸遺跡I区13住と作田B遺跡3住の事例は、カマドのすぐ脇であり、カマドに掛けるための甑を置くのには最も適した場所といえる。
- ②高原遺跡4住「図25-1」では、上に土師器甕が乗せられていたことが判明している。
- ③高原遺跡11住「図49-5」は住居構築時に埋め込まれており、実生活上で必要とされたと考えられる。また、上悪戸遺跡I区13住「第36図I-13住1」も同様とみられる。
- ④上悪戸遺跡I区13住「第36図I-13住1」の出土位置は、床面には埋め込まない‘置き台’が確認された正直A遺跡8住の事例に近似している。
- ⑤作田B遺跡3住「第13図3住6」の口縁部は意図的に平らに揃えられており、これは上にものを乗せることを想定して加工されたと考えられる。

今回確認された事例は、作田B遺跡3住が国分寺下層式期である以外は栗圀式期、つまり全て古墳時代後期以降のものである。先に引用したように、古墳時代後期以降になると、東日本で‘置き台’の転用が多く認められるようになってくるし^(註25)、カマド周辺への‘貯蔵穴’の固定化は、「厨房空間」の確立を示しているとされる^(註26)。今回の事例も、このような事態

の中での出来事と評価できるのではなかろうか。つまり、床面に埋め込まれた‘置き台’は、古墳時代後期以降にカマド周辺の機能が固定化されてくる中で考案された生活様式の一部ではないかと考えられる。

また、今回、カマドの機能に関連した‘置き台’として床面に埋め込まれたと考えられる遺物は全て土師器甕で、その多くが欠損しているという特徴がある。‘置き台’に転用するにあたっては、土師器甕を再利用するという観念が強かったのかもしれない。ただ、器種に関しては、‘置き台’の機能を考えた場合、他の遺物を受けることができればよいので、正直A遺跡8住の土師器鉢「第30図8住5」のように、甕に限定されるものではなかったと思われる。

5 まとめと課題

今回確認した、カマドを有する竪穴住居跡の床面に埋め込まれた遺物は、カマド周辺から出土したものが多く、それらについては、カマド廃棄にも留意する必要があるものの、遺物の出土位置・出土状況・遺物の観察等を総合的に検討した結果、カマドで調理に使用する土師器甕・甌等の‘置き台’としての目的で設置された可能性が高いとした。そして、それは古墳時代後期以降にカマド周辺の機能が固定化してくる中で考案された生活様式の一部と考えた。一方、カマド周辺からの出土ではない高木遺跡34住については、カマドの機能に関連した‘置き台’ではないとみられるが、その目的は判然としなかった。

床面に埋め込まれた遺物の検出事例はまだまだ少ないが、これまでの調査でも、本当は埋め込まれているのに、これは床面出土だろうという先入観から床面を掘り下げてしまい、誤った判断をしているものもあるかもしれない。また、カマド周辺から出土する遺物には、床面に埋め込まれていなくても‘置き台’として使用されているもの、‘置き台’ではなく、食器類をまとめて重ね置いているもの、廃棄されたもの、等も認められる。いずれの状態かを見極め、その根拠となる情報を図面や写真により報告することが肝要である。今後、カマド周辺の出土遺物に関しては、本稿で指摘した事例があることも念頭に置き、調査を行う必要がある。

なお、同じ‘置き台’でも、床面に埋め込んで固定したものと、床面に置いただけの移動可能なものとの違いは何なのか。時期や地域により違いはあるのか。仮に‘置き台’を置く場所だという意識が強くなった結果、埋め込むという行為につながったとすると、次のような考えも出てくる。すなわち、高原遺跡4・11住に比べ相対的に新しい時期の上悪戸遺跡I区13住と作田B遺跡3住は遺物が深く埋め込まれているため、どうせ埋め込むならしっかりと固定しようという意識が時間的な推移の中で出てきたこともあったのかもしれない。しかし、当然ながら、埋め込む行為や深さは、単に安定性をどの程度求めるかという個人差の可能性もある。

いずれにせよ、福島県内では‘置き台’に転用された事例は、床面に埋め込む、埋め込まないに関わらず、現段階では非常に少ないため憶測の域を出ない。検出事例が増加することにより、上記の事柄を考える材料となり、ひいては竪穴住居跡内の空間利用の復元研究にもつながり、当時の生活の様子的一端を垣間見ることができるようになるだろう。本稿は、今後のための問題提起として捉えていただければ幸いである。類例をご存じの方がいればご教示願いたい。

< 註 >

- (註1) 福島県教育委員会 2001 「高原遺跡」『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告11』
- (註2) 丹治篤嘉 2010 「カマド燃焼部における遺物出土状況の検討」『福島県文化財センター白河館研究紀要2009』福島県文化財センター白河館
- (註3) 須恵器甕については、巽淳一郎により「集落内においても竪穴住居や掘立柱住居にも甕据付穴は当然存在するはずであり、検出を目指さねばならない。」と指摘されている(巽 淳一郎 2003 「Ⅷ-4 甕据付穴と貯蔵甕」『古代の官衙遺跡 I 遺構編』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所)。
- (註4) P 2は住居跡の支柱穴で、明瞭な柱痕は確認されなかった。報告書中において、P 201・2は自然堆積で、P 203は「柱の周囲に埋めた人為堆積土」と判断している。
- (註5) 前掲註1と同じ。
- (註6) 前掲註1と同じ。
- (註7) 前掲註1と同じ。
- (註8) 福島県教育委員会 1983 「上悪戸遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告12』
- (註9) 福島県教育委員会 1993 「作田B遺跡」『東北横断自動車道遺跡調査報告22』
- (註10) 福島県教育委員会 2002 「高木・北ノ脇遺跡」『阿武隈川右岸築堤遺跡発掘調査報告2』
- (註11) カマドが住居跡の中央ではなく、貯蔵穴のある側に引き寄せられることがあるという指摘(笹森健一 2007 「4古墳時代から奈良・平安時代の竪穴住居」『暮らしの考古学シリーズ③住まいの考古学』学生社)もあるが、ここでは、貯蔵穴がカマドと関連したものであるという事実を押さえておきたい。
- (註12) 垣内和孝 1994 「所謂「貯蔵穴」の再検討—福島県郡山市域における調査成果の分析から—」『福島考古 第35号』福島県考古学会
- (註13) なお、垣内和孝は、前掲註12において、郡山市域の古墳時代以降の竪穴住居跡の調査事例から、住社式期以降、貯蔵穴がカマドの周辺でも右側に設けられることが多いと指摘している。今回言及した高原遺跡4・11住や上悪戸遺跡I区13住もカマドの右側から貯蔵穴が検出されている。
- (註14) 作田B遺跡3住「第13図3住4～6」の内部に認められる土については、先述の通り、堆積要因が不明であるため、網点で示さなかった。
- (註15) 前掲註2と同じ。なお、前掲註2の筆者の分類では、高原遺跡11住は「廃棄I c類」、高木遺跡34住は「廃棄IV類」とした。しかし、作田B遺跡3住は漏れていた。これに関しては、カマド堆積土との関係は明確に報告されていないが、先述の遺物の出土状況から「廃棄IV b・d類」に分類される。
- (註16) 報告書において、「図96-6」は「置き台」としての用途が指摘されているが、少なくとも①のような調理に関係する「置き台」とは異なると考えている。
- (註17) 五十嵐祐介は、「儀礼による土器の廃棄と、生活状態での土器の遺棄は対極に位置する概念」と指摘している。(五十嵐祐介 2008 「竪穴建物跡の屋内空間—竪穴外屋内空間の構造—」『秋田考古学 第52号』秋田考古学協会)
- (註18) 筆者が前掲註2で指摘した。
- (註19) 正確な表現は建て替え時。貼床下のピットから、一度建て替えられていることが判明している。
- (註20) 福島県教育委員会の調査の中では、他に泉崎村滝原前山C遺跡4住(福島県教育委員会 1989 「滝原前山C遺跡」『矢吹地区遺跡発掘調査報告4』)が可能性があるものとして指摘できるにすぎない。
- (註21) 福島県教育委員会 1994 「正直A遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告34』
- (註22) 五十嵐祐介 2009 「竪穴建物跡の廃屋化—土器の出土状況から廃屋を探る—」『秋田考古学53号』秋田考古学協会
- (註23) 高橋 勉 1995 「土器所有—古墳時代後期の被災住居跡より—」『新潟考古学談話会会報 第15号』新潟考古学談話会
- (註24) なお、先述の通り、実際に上に遺物を乗せていた高原遺跡4住「図25-1」を含め、これらの遺物の内面に顕著なこすれた痕跡は確認できなかった。仮に、遺物を置く際に、布状のものを間に挟んでいたら、こすれた痕跡はつきにくいただろう。器面に残された情報から考えるのは現状ではなかなか難しいが、「置き台」と考えられる事例が出てきた時には器面の状況を観察することも必要である。
- (註25) 前掲註22・23と同じ。
- (註26) 前掲註12と同じ。